平成２２年（フ）第６０３号
堺市北区百舌鳥梅町３丁40番地１　ピュアコーポなかもず206号、前住所堺市北区百舌鳥梅町１丁28番地５　マウントハーフ305号
債務者　吉川　憲一
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
堺市堺区楠町３丁２番14―402号、前住所堺市中区深井水池町2835番地11　ベーレン水賀池309号
債務者　山崎　哲也
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山308番地29
債務者　会津　　純
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山308番地29
債務者　会津亜希子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３２６号
盛岡市大ケ生22地割９番地
債務者　中虫壁光行
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３４号
盛岡市本宮３丁目24番５号　リバーサイド藤村202号
債務者　佐野峯聖子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９１号
福島県南会津郡南会津町田島字東荒井甲2509番地２、前住所福島県南会津郡田島町大字田島字東荒井甲2509番地２
債務者　穴澤　恵子（旧姓小椋）
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
福島県会津若松市和田１丁目８番33号
債務者　佐藤　弘康
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
新潟県村上市坂町3473番地１　プラシードサリエＡ203
債務者　富樫　明美
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６１号
新潟県阿賀野市保田3155番地
債務者　清野　幸子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６４号
新潟県村上市越沢673番地
債務者　齋藤惠美子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６５号
新潟県村上市大津3042番地１
債務者　佐藤　勝一
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６６号
新潟県村上市大津3042番地１
債務者　佐藤　カツ
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６７号
新潟県村上市大津3042番地１
債務者　佐藤　詔夫
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７０号
新潟県村上市間島847番地
債務者　富樫一二美
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６９号
香川県高松市松並町930番地１フォブール土居Ｂ202号室
債務者　三谷　浩之
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
長崎県諫早市栄田町６番30号、前住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷562番地５　吉田アパート
債務者　山口美知子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係